

吉備国際大学
社会学部研究紀要
第19号, 1 - 12, 2009

社会の発見 (Ⅱ)

—— 誰が国家と社会の概念を分離したか ——

赤坂 真人

The Genesis of Concept of Society (Ⅱ)

—— Who did separate the Concept of Society form State? ——

Makoto AKASAKA

Abstract

In the previous article "The Genesis of Concept of Society", I examined the concept of "Society" in the European social thought, concretely speaking, those from which ancient Greek great philosophers, Plato and Aristotle to C.L.Montesquieu, who was the great thinker of French Enlightenment.

In this article, I examine the concept of "Society" in the social thought of J. J. Rousseau who is a person of completion of the Social Contract theory and Adam Smith, E. Burke, J. Bentham, Saint-Simon and Auguste Comte.

If I say the conclusion of this article in one sentence, It will be expressed as follows. It is J.J. Rousseau that distinguish the concept of society from the one of state. Then, I will discuss the concept of society distinguished from state by him.

Rousseau's people sovereignty theory developed into "The Modern Theory of the Civil Society" though the "Virginia Bill of Rights" and "The Declaration of Human Rights" of French Revolution.

Key words : Rousseau, society, state, social contract.

キーワード : ルソー、社会、国家、社会契約

5 社会と国家の概念を分離した啓蒙思想家：

J. J. ルソー .

5.1 J. J. ルソー . : 人間不平等起源論

一般に社会契約説の大成者とされ、その著『社会契約論』で知られるルソーは、それまでの啓蒙主義者による社会契約説を誤ったものと断罪し、独自の

社会理論を展開した。彼はすでに『人間不平等起源論』の中でH.グロチウス (Hugo Grotius,1585-1645)、ロック、ホッブズの社会契約説を痛烈に批判したが、その根拠は「だれもかれもが、たえず欲求や貪欲や圧迫や欲望や傲慢について語っては、社会のなかでえた観念を自然状態のなかに移し入れたのであった。つまり、彼らは未開人について語りな

がら、社会人を描いていたのである」というものであった。⁷³すなわち彼らが描いた自然状態は、すでに社会化され、社会状態にある人間を描いており、真の自然状態の記述ではないというのである。

とすれば自然状態における人間はどのような存在であったのか。ルソーは、未開人は自然の中で生き残るため頑強かつ敏捷で勇敢であったと推測する。しかし文明の発達によって人間は自然から与えられたさまざまな能力を失うか、弱体化させてしまった。⁷⁴そして自然状態にある「人間たちは、互いの間にどんな種類の道徳的な関係も、はっきりした義務も持っていなかったのだから、善人でも悪人でもありえず、また悪徳も美德も持っていなかった」。⁷⁵だが人間は生得的に「憐れみの情」を持っており、「それは各個人における自己愛の活動を調節し、種全体の相互保存に協力する」。憐れみの情は「自然状態において、法律、習俗、美德のかわり」として機能した。もし自然状態が万人の万人に対する戦いであれば「とうの昔に人類はいなくなってしまうだろう」と述べる。⁷⁶

それではなぜそのような純粋で無垢な人間たちが社会状態に入っていったのか。これが『人間不平等起源論』第二部のテーマである。ルソーによれば、自然状態にあった人間たちはやがてさまざまな困難に直面し、それを克服しなければならない状況に置かれた。例えば自分を狙う猛獣に備えて体を鍛え、武器を発明しなければならなかった。また動物のみならず人間とも生活の資を求めて競争せねばならないこともあった。別の場所に移動した人間は厳しい自然環境のなかで生き抜くために、さまざまな努力や工夫をせねばならなかった。そしてこうした状況が繰り返される中で、人間たちはさまざまな知識を獲得したが、それは彼らにある種の優越感を抱かせ、同時に自尊心を育てていった。⁷⁷

そして知識や技術が進歩する中で人間は住居を作りはじめ、これによって家族が生まれ、私有財産と

いう観念が生まれた。そして「すべての物がすがたを変え始める。いままで森のなかをさ迷い歩いた人々も、より安定したおちつき場所をえたので、次第に接近しあい、さまざまな群となって結合し、ついにそれぞれの地方において個々の国民を形成するのだが、それは規則や法律によってではなく、同じような様式の生活と食物とにより、また共通な気候の影響によって、習俗と性格との点で結ばれた」ものだった。いろいろな観念や感情がつぎつぎに生じ、「各人は他人に注目し、自分も注目されたいと思いはじめ、こうして公の尊敬を受けることが、一つの価値をもつようになった。もっとも上手に歌い、または踊る者、もっとも美しい者、もっとも強い者、もっとも巧みな者、あるいはもっとも雄弁な者が、もっとも重んじられる者となった。そしてこれが不平等への、また同時に悪徳への第一歩であった。この最初の選り好みから虚栄と軽蔑とが、他方では恥辱と羨望とが生まれた」。⁷⁸すると各人は自分に示された軽蔑に対し復讐心を抱きはじめ、人々は血を流すことを好むようになり、残酷になった。若干の思想家たちが、人間の本性を残忍なものを見誤ったのは、以上の考察を欠いていたからで、原始状態における人間ほど優しいものは存在しなかった。⁷⁹

「ところが、一人の人間が他の人間の援助を必要とするやいなや、またただひとりのために二人分の貯えをもつことが有効であると気づくやいなや、平等は消えうせ、私有が導入され、労働が必要となった・・・やがてそこには収獲とともに奴隷制と貧困とが芽生え、成長するのが見られるようになった」。⁸⁰そして私有とそれによる社会的不平等はさまざまな悪を生み出し、「自然的な憐れみの情とまだ弱々しい正義の声とを窒息させて、人々を強欲に、野心家に、邪悪にした。強者の権利と最初の占有者の権利とのあいだに、はてしのない紛争が起り、それは闘争と殺害とによって終熄するほかはなかった。生まれたばかりの社会はこの上もなく恐ろしい戦争状

態に席を譲った」。⁸¹この戦争状態にあって、もっとも不利益を蒙るのは豊かな人々である。なぜなら貧しき者は命以外、略奪される物を持たないからだ。そこで富める者たちは自己の所有物を守るため巧妙な手口を考えた。すなわち貧しき者、弱き人々に戦争状態の恐ろしさを説き、これを終息させるために「団結」と「平和と正義の規則」の設定、「人々の力の最高権力への集中」を訴えたのである。ルソーによれば、これが社会および法律の起源である。だがこの社会と法律は、「弱い者には新たなくびきを、富める者には新たな力を与え、自然の自由を永久に破壊してしまい、私有と不平等の法律を永久に固定し、巧妙な篡奪をもって取り消すことのできない権利としてしまい、若干の野心家の利益のために、以後全人類を労働と隷属と貧困に屈服させた」のであった。⁸²

以上から明らかなように、ルソーはホブズ、ロック、モンテスキューらの社会契約説とは全く逆の立場をとっている。すなわちホブズはいうまでもなく、自然状態を完全に自由で平等な状態としたロックやモンテスキューにしても、自然状態においてそれらを享受することはきわめて不確実で、絶えず他者による侵害にさらされている。そこですべての人々が主権者に自然権を譲渡し、主権者の権利を限定する実定法を定めることによって人々の自由と平和、所有権を護るというロジックを展開した。だがルソーは自然状態（原始状態）こそ人間の理想郷であり、文明の進歩とともに平和と自由、所有権の保障を建前として成立した社会は、建前とは全く逆に、弱者には新しい拘束を、強者には新たな力を与え、社会的不平等と弱者の強者に対する隷属を固定化したと告発する。

確かにホブズからフランス啓蒙主義に至るまで、社会契約を説いたのはほとんどが貴族および富裕なブルジョア階級の出身者であり、その内容はロックに代表されるように、いかにして国王または

支配者の権力を制限し、自らの利益を守るかを目的としていた。ルソーはこれらの思想に内在するブルジョアの性質を見抜き、社会状態の成立による社会的不平等の固定化を告発した点で大いに評価されるべきである。しかしながら彼もまた社会契約論者であるがゆえに、社会理論に関する限界を持つ。つまり彼以前の社会契約論者が自然状態を「すでに社会化された人々による相克」として描いていると主張する点では正しいが、ルソーの言うように自然状態にある人間を「純粹無垢な」人々と前提してしまうと、社会秩序に必要な外的な物理的統制や内面的な共通価値への同調の存在が説明できなくなってしまうのだ。ゆえに彼は「純粹無垢な自然人」がいかなる原因によって墮落し、骨肉相食む戦争状態へ陥ったかを説明せねばならなかった。

ある意味でそれは遠回りであり、人間とは本質的に、生存のための希少資源を巡って、または必要以上の欲望によって相争う存在であると前提したホブズのロジックのほうが適切であるとも言える。もちろん自然状態を自由で平等な状態と前提としたロックやモンテスキューの前提を覆すために必要な手続きであったとして、ルソーの回り道を擁護することも可能ではある。

5.2 J. J. ルソー：社会契約論

ルソーによれば、人間はさまざまな障害により、もはや自然状態にとどまることができないところまで達した。そこで取りうる手段は、「人間は新しい力を生み出すことはできず、ただすでにある力を結びつけ、方向づけることができるだけであるから、生存するためにとりうる手段としては、集合することによって抵抗に打ちかちうる力の総和を、自分たちが作り出し、それをただ一つの原動力で働かせ、一致した動きをさせること、それ以外にはもはや何もない」。そして「各構成員の身体と財産を、共同の力のすべてをあげて守り保護するような、結合の

一形式を見出すこと。そしてそれによって各人が、すべての人々と結びつきながら、しかも自分自身にしか服従せず、以前と同じように自由であること」である。⁸³

ここで注意すべき点は、ルソーが譲渡する相手を「共同体全体（＝主権者）」としていることである。そうすれば「各人は自分をすっかり与えるのだから、すべての人にとって条件は等しい」ことになる。「各人は自己をすべての人に与えて、しかも誰にも自己を与えない。そして、自分が譲り渡すのと同じ権利を受け取らないような、いかなる構成員も存在しないのだから、人は失うすべてのものと同じ価値のものを手にいれ、また所有しているものを保存するためのより多くの力を手に入れる」ことになる。⁸⁴社会契約によって一つの精神的で集合的な団体が構成される。この集団は、かつては都市国家と呼ばれたが、現在では共和国または政治体と呼ばれる。これは受動的には「国家」と呼ばれ、能動的には「主権者」、「国」と呼ばれる。構成員は、集合的には「人民」という名を持つが、主権に参加するものとしては「市民」、国家の法律に服従するものとして「臣民」と呼ばれる。⁸⁵

ルソーの社会契約論の中心概念は「一般意志」である。一般意志とは「特殊意志（個人の私的利益の追求）」と対をなす概念で「共通の利益の追求を目指すもの」である。社会契約を無効としないために、市民は一般意志に服従しなければならない。⁸⁶「社会契約によって人間が失うもの、それは彼の自然的自由と、彼の気をひき、しかも彼が手に入れることのできる一切についての無制限の権利であり、人間が獲得するもの、それは市民的自由と、彼の持っているもの一切についての所有権である」。⁸⁷「社会契約によって、われわれは、存在と生命とを政治体に与えた。いまや立法によって、それに運動と意志とを与えることが問題になる」。そしてこの法を立法するためには神々が必要である。なぜなら「すべ

ての正義は神から来り、神のみがその源泉である」からだ。⁸⁸

ルソーは法によって統治される国家を「共和国」と呼ぶ。「すべて合法的な政府は、共和国である」。「どんな自由な行為にも、それを生み出すために協力する二つの原因がある。一つは精神的な原因、すなわち行為をしようとする意志であり、他は物理的な原因、すなわち、この行為を実行する力である」。「政治体にもこれと同じ原動力がある。そこにも同じく力と意志とが区別される。後者は『立法権』とよばれ、前者は『執行権』と呼ばれる」。⁸⁹ルソーによれば立法権は人民に属し、また人民以外のものに属し得ない。それでは執行権を行使する政府とは何か。彼は政府を「臣民と主権者との間の相互の連絡のために設けられ、法律の執行と市民的および政治的自由の維持とを任務とする一つの仲介団体である」と定義する。⁹⁰仲介団体という表現は少々奇異な感じがするが、この言明から判断するとルソーは政府を社会において政治的機能を担う一つの組織（今日多元的国家論と呼ばれる）と見ていたように思われる。もしそうであるなら、彼は明らかに社会と国家を区別して考えていた。

立法権、執行権を論じた後で、ルソーは政治体制について考察する。彼は政治体制を民主政・貴族政・君主政に分類した。我々はこれまでの議論から当然ルソーは民主政を支持すると予想するのだが、意外なことに彼は民主政を支持しない。ルソーは「民主政という言葉の意味を厳密に解釈するならば、真の民主政はこれまで存在しなかったし、これからも決して存在しないだろう。多数者が統治して少数者が統治されるということは自然の秩序に反する。人民が公務を処理するためにたえず集まっているということは想像もできない」と述べ、さらに「民主政もしくは人民政治ほど、内乱・内紛の起こりやすい政治はない」とし、ややシニカルな口調で「もし神々からなる人民があれば、その人民は民主政をとるで

あろう。これほどに完全な政府は人間には適しない」と述べる。⁹¹次に貴族政であるが、ルソーの人民主権論の立場から判断して、当然これを批判すると思いきや、逆に彼はこの政体を弁護する。「貴族政には、三つの種類がある。自然的なそれ、選挙によるそれ、世襲的なそれだ。最初のもは素朴な国民にしか適さないし、最後のもは、あらゆる政府の中で最悪のものだ。選挙による貴族政がもっともよい。これこそ本来の意味の貴族政だ」。⁹²この言明から判断すると、ルソーの言う貴族政とは現代の間接民主制をイメージしているように思われる。最後に君主政であるが、これに関しては予想通り痛烈な批判が加えられる。ただ惜しむらくは、ルソーには司法権に関する議論がない。

最後にルソーの人民主権論を引用しておこう。「政府をつくる行為は、決して契約ではなく、一つの法であること。執行権をまかされた人々は、決して人民の主人ではなく、その公僕であること。人民は、好きなときに、彼らを任命し、また解任しうること。彼ら〔執行権をまかされた人々〕にとって、問題は、契約することではなく、服従することであること。そして、彼らが国家から課せられた職務を引き受けているのは、市民としての義務を果たしているにすぎず、その条件について、かれこれいう権利は全然ないということ、である」。⁹³そしてこれらの理念を護るために人民がなすべきことは、定期的に集会を開き次の二つの議案を提出することである。第一議案 - 「主権者は、政府の現在の形態を保持したいと思うか」。第二議案 - 「人民は、現に行政をまかされている人々に、今後もそれをまかせたいと思うか」。⁹⁴これこそ徹底した人民主権の表現というべきである。

6 近代市民社会の成立

6.1 アメリカ独立戦争とヴァージニアの権利章典。

前稿の1.1で、社会が発見されるには国家と社会が識別されなければならないと述べた。社会という言葉はすでにホッブズやロックの思想において使用されている（社会状態、政治社会）。しかしそれらはホッブズにおける「臣民」、ロックにおける「国民」に象徴されるように明確に国家と識別された概念ではなかった。この状況は多くの啓蒙主義者たちにおいても同様であった。モンテスキューやヴォルテールはフランスの絶対王政を痛烈に批判したが、国民の大多数を占める第三身分としてのブルジョアや労働者・農民たちを主権者として想定したわけではない。フランス革命の理論的支柱となった『百科全書』の編集者デイドロでさえ、国王側からの攻撃をかわすため、啓蒙的君主制を主張していたのである。⁹⁵

それではどの時点でブルジョアや労働者・農民が主体となる市民社会という観念が明確に姿を現したのだろうか。これは全くの私見であるが、彼らを主権者とし、その権利をはじめて明確に呈示した思想は、個人の著書としてはルソーの『社会契約論』、集合体による公的宣言としてはアメリカのヴァージニア権利章典であろう。皮肉なことであるが、ヨーロッパにおいて数世紀をかけて少しずつ姿を現し始めていた市民社会は、アメリカで最初に成立したのである。その最も重要な原因は、未開の開拓地であったアメリカには国王も特権的貴族もローマ教皇もいなかったことであろう。すなわち身分制度が存在しなかったのである。もちろんアメリカはイギリスの植民地であり、その支配下にあった。だが大西洋の存在はイギリスの直接支配を困難にし、植民地を統制する官僚機構も整備されておらず、人々は自治を享受していた。しかしイギリスの支配および課税強化とともに両者の関係は険悪となり、ついに独立戦争が勃発する。そしてこの戦いに勝利をおさめたアメリカ

の諸州は独立を宣言し、それぞれの憲法を起草したが、その中でいち早く行動したのがヴァージニア州であった。ヴァージニア州は1776年5月、ウィリアムスバークで協議会を開き、独立を決定するとともに憲法起草委員会を組織し、1776年7月4日のアメリカ独立宣言に先立つ6月12日、権利の章典を採択した。

この16章からなるヴァージニアの権利の章典には基本的人権（財産の所有権・権利と自由を享受する権利）、人民主権、人民・国家もしくは社会の利益の保護および安全を保障する組織としての政府、権利を侵害する政府への抵抗権・革命権、公職世襲の否定、人民の選挙権の保障、議会制度、法治主義、言論出版の自由、軍隊の文民統制、信仰の自由など、近代民主主義社会の基本原理の多くが盛り込まれている。⁹⁶そしてこの権利の章典を始めとする各州の権利宣言はフランス革命の際、宣言された人権宣言に取り込まれ、以後、フランス以外の諸国の憲法に大きな影響を与えたのであった。⁹⁷

6.2 フランス革命と人権宣言

フランス革命の人権宣言は、正しくは「人および市民の権利宣言」と呼ぶ。この宣言は1789年8月17日から論議を開始して、8月26日に可決採択したものである。この権利宣言が諸国の憲法および政治の実際に与えた影響はきわめて大きく、1791年9月3日のフランス憲法がその一部をそのまま取り入れたのをはじめ、諸外国の憲法もなんらかの形で影響を受けることになった。この人権宣言がかならずしもフランスの独創ではなく、アメリカの独立宣言および諸州の憲法における権利宣言を典拠としていることは今日常識となっている。⁹⁸しかしながら、欧州各国の実定法において、個人の公権の観念が発展したのはこの文書の影響によるものである。「これらの『憲法によって保障された諸権利』は、最終的には1848年11月4日の憲法に列挙されるに至ったわけ

であるが、これらの諸権利は選挙権と並んで、〔ほぼ〕現在に至るまで、個人の公権に関するフランスの理論および実際の〔唯一の〕基盤を成していると言っても良い」。⁹⁹

近代市民社会に対するフランス革命と人権宣言の重要性は自明のこととして、われわれはここで英米仏における諸革命を担ったブルジョア階層の台頭に注目せねばならない。なぜならそれは彼らに政治的支配だけでなく、「経済に支配される社会」が存在するという印象づけたからである。デビット・フリスビーとデリク・セイヤーによれば「国家と市民社会とを分離するこうした考え方は、市民社会を政治社会、つまり、国家的・政治的形態と結びついた公民コミュニティとみる、換言すれば、市民社会を国家と緊密に結びついたものとみるギリシャ・ローマ的な伝統からは決定的に抜け出していた」。¹⁰⁰

6.3 アダム・スミス

前節で市民社会と政治社会を別なものとして最初に識別した思想家はルソーであり、集合体の宣言としてはヴァージニアの権利章典であると述べた。ここにおいて市民は国家の臣民（サブジェクト：subject）から政治的諸権利の主体としての市民（シトワイヤン：citoyen）に変化する。それでは市民社会を自由な経済社会ととらえ、臣民と市場経済の担い手としての市民（ブルジョア：bourgeois）を最初に区別したのは誰か。成瀬治や友枝敏雄によれば、それはイギリスの道德哲学者、経済学者であったアダム・スミス（Adam Smith, 1723-90）であるという。友枝によれば「経済の領域に着目して、市民社会を概念化したのがアダム・スミスであった。スミスによれば、市民社会とは商業社会である。市民社会はそれ以前の社会とは異なる文明化された社会であり、生産諸力の著しく上昇した社会であった。スミスは社会発展段階説に立って、①狩猟状態の社

会、②遊牧状態の社会、③農業状態の社会、④より進歩した社会状態、という4つの発展段階を想定する。そのさい、市民社会は、第4段階のより進歩した社会状態として考えられていた。スミスは初期資本主義社会を念頭において市民社会を考えている。¹⁰¹ アダム・スミスは個人の利己心に基づく行動が、平和的に共存し、秩序ある社会を構成しうることを主張した点で、社会契約説と真っ向から対立する。この原理を「神の見えざる手」という形而上学的な概念でしか説明できなかったのは彼の限界であるが、それはフリスビーとセイヤーが指摘するように「多くの自然法や社会契約の理論家になおまとわりついていた市民社会の政治的な概念に終わりを告げることとなった」。「個人を国家に結びつけるのはもはや契約ではなくなり、個人の利益となり社会の必要となる」のである。¹⁰²

6.4 社会主義思想の登場

アメリカの独立戦争やフランス革命は、たしかに一部上層市民に権利と自由をもたらしたが、それは決して全人民を解放するものではなかった。その結果、フランス革命の勃発以来200年余にわたって社会契約説が提起した人間の自由と平等をめぐり、世界中のいたるところで血塗られた歴史が展開したのであった。こうして産業革命が始まった19世紀の後半、ヨーロッパにおいて社会契約説や市民革命の意義を再検討する機運が高まってゆく。市民革命後、まさきに保守的立場からフランス革命とルソーを非難したのはイギリスの政治家で、著名な文筆家であったE.バーク(Edmund Burke,1729-97)であった。彼が恐れたのはルソーやフランス革命の掲げる「平等」であった。産業資本主義の成立は大量の下層市民や労働者階級を生み出し、彼らは社会契約説を根拠に選挙権の拡大を要求し始めた。これに対しすでに政権の一翼を担うまでになっていたイギリスのブルジョアは、自らの既得権益を護るため、労働

者階級を排除した政治体制に執着した。¹⁰³

もともとロックの社会契約説は一方で絶対王政によるブルジョアの所有権侵害を批判し、他方では貧しい労働者や農民たちの平等への要求を拒絶するという二面性をもっていた。イギリスにおいてロックの思想を継承し、発展させたのはJ.ベンサム(Jeremy Bentham,1748-1832)である。彼はルソーや社会契約説を批判し、1776年の『政府論』でエルヴェシウスに由来する「正邪の判断基準は最大多数の最大幸福である」とする功利主義の原理を呈示した。そして晩年の1830年には『憲法典』を刊行し、国民主権、一院制議会、毎年改選、秘密投票、普通選挙(文盲と女性を除く)を原理とする代表民主制を主張した。¹⁰⁴

田中浩によれば、社会主義の思想は、一見社会契約説とは何の関係もなさそうであるが、実は密接な関係を持っている。彼によれば、社会主義の思想もまたベンサムと同じように上層ブルジョアが切り捨てた社会契約説の原理を拾い上げ継承したと考えるべきであるという。すなわち両者の相違は、ベンサムの功利主義は主として中産階級が、社会主義の場合は労働者階級が担い手であったに過ぎないと主張する。そして1900年も20~30年代になると資本主義的生産方法に起因するさまざまな社会問題が発生したが、それらは社会を個人の総和とする社会契約説やベンサムの功利主義的社会観、すなわち個人の道徳意識の向上や勤勉の勧めではとうてい解決が不可能な問題であった。こうした状況を受けて、社会はそれ自体が分析されなければならないとする観念が生まれ、さまざまな社会科学が芽吹いていった。そして、こうした社会科学形成の触媒となったのが、フランスの空想的社会主義、すなわちサン=シモンやフーリエの思想であり、マルクスやエンゲルスの科学的社会主義であった。¹⁰⁵

7 補論：社会思想から社会学へ

先駆者としてのサン＝シモン

通常、社会学史は社会学という言葉を鑄造したオーギュスト・コントから始まるのを常とする。しかしながら社会学者のI. M. ツァイトリン (Irving M. Zeitlin) や哲学者の山本誠作は、コントの主要な思想のほとんどは、すでにサン＝シモン (Claud Henri de Rouvroy, Comte de Saint-Simon, 1760–1825) の著書の中で述べられており、コントはそれらを整理したに過ぎないと主張する。¹⁰⁶サン＝シモンは実証主義の立場から、「神によって創造された宇宙が重力の法則を通して秩序づけられているように、人間ならびに社会に関する諸現象も、科学により実証される諸法則によって秩序づけられていなければならない」と確信していた。人間および社会に関する科学が実証的でなければならないというのは、それを迷信と形而上学から解放しようとする意志の表れであり、¹⁰⁷実証主義、産業主義、国際主義、新宗教といった観念をもってアプローチした独創性こそは、サン＝シモンをして十九世紀のもっとも重要な社会思想家のひとりたらしめた。¹⁰⁸

わが国の社会学者にはほとんど知られていないサン＝シモンについて、坂本慶一氏の紹介に依拠し、簡単にその生涯を振りかえってみよう。¹⁰⁹クロード・アンリィ・サン＝シモンは1760年10月17日、伯爵家の長男としてパリで生まれた。若いころのサン＝シモンは血気盛んな若者で1778年軍隊に入隊し、翌年には騎兵大尉としてアメリカ独立戦争に従軍した。1783年にフランスに帰国し、1788年には歩兵大佐に昇任する。翌1789年フランス革命が勃発し、フランス社会は大混乱に陥るが、そのときサン＝シモンは革命に関与せず、革命中、サン＝シモン伯爵領である北フランスのピカルディ地方ファルヴィで、全住民を集め、自分は伯爵の称号を永久に放棄することを宣言した。この事実から、どうやら彼は君主と貴

族が支配する君主制に違和感を抱いていたように思われる。実際、彼はこの後、伯爵を名乗ることなく、領主として租税をとりたてるでもなく、一市民として学問に専心する生活を送った。なぜサン＝シモンは革命に関与することを避けたのか。I. ザイトリンによれば彼は革命による破壊と流血を嫌い、しかもその革命が新たな社会を再構築する指針を与えていないと感じたからであった。彼は革命ではなく改良を、すなわち知識の進歩と人類の運命の改善を目標とし、実証的な人間科学の構築と、産業主義による有機的な社会秩序の創造を志向した。¹¹⁰

自ら伯爵ではなく著述家と称したサン＝シモンは、まず1803年に『ジュネーブの一住民より同時代人への手紙』、1807年～1808年に『十九世紀の科学的研究序説』を出版する。これらは100部ほどの自費出版であったが、ここにおいて後にコントに引き継がれる、実証科学の思想が如実に表現されている。すなわちその主張を一言で言えば、現代は理神論から物理主義への過渡期にあり、以後は実証科学に基づき社会の再組織化を図らねばならないというものであった。人類の知識は神学的から形而上学的に、そして最後に科学的な知識へと進歩してきた。現代は形而上学的知識から実証的知識への転換に伴い「封建的・軍事的体制」から「産業的・平和的体制」へ転換しつつある過渡期である。彼が「社会生理学」と呼んだ、新社会の統一を確立するための研究は実証科学に立脚したものでなければならない。それによって科学的知識が宗教的ドグマに、科学者と産業家が僧侶と貴族にとってかわり、新しいエリートとして登場すると主張する。

その後サン＝シモンは1814年に『ヨーロッパ社会の再組織について』、1816年～18年に『産業』、1820年～22年に『産業体制論』、そして1823年～24年に最後の著書である『産業者の教理問答』を出版する。晩年のサン＝シモンは業者階級（農業者・製造業者・商業者）に関心を寄せ、彼らが社会の最上位

階級として位置づけられる社会体制の再組織化を主張した。これは科学技術に支えられた今日の産業社会の発展を予見した、当時としてはかなり先見性のある思想であると評価することができよう。

サン＝シモンは中世社会の精神的社会的統一と、それを可能にした精神的、世俗的エリートたちの同盟による社会秩序の維持を評価した。しかし来るべき時代はカトリック神学ではなく、科学的諸法則によって完成されなければならない。一切の知識は一つの科学的・実証主義的基礎に基づいて統一される。それは道徳的事実に関する考察とて例外ではない。サン＝シモンは『産業者の教理問答』において、文明の歴史は旧体制としての神学的封建的体制から形而上学的法律的体制を経て、科学的産業的体制へ進行するという三段階の進化の法則をコントに先んじて明示した。I. ザイトリンによれば彼の実証哲学を最初に認めたのはエミール・デュルケームであった(Emile Durkheim, 1958-1917)。デュルケームは『社会主義とサン＝シモン』の中で「実証哲学の観念、用語、概略すらが、サン＝シモンにはすべて見出しうる。・・・人が普通コントに与えている名誉を正しく与えるべき人は、サン＝シモンそのひとでなければならない」と述べ、実証社会学創始の面目もまたサン＝シモンに属するものであってコントに属するものではないことを示した。¹¹¹

サン＝シモンは実証主義に立脚し、ニュートン力学をモデルにしたにもかかわらわず、社会に関しては社会有機体説を展開した。社会を構成する諸階級諸階層はそれぞれの能力と機能を発揮しなければならない。そしてそこで中核的な役割を果たすのが産業者であり、科学者であった。そのことはやや奇妙な印象を与える彼の政治論に示されている。彼は著書『オルガニザチュール(組織者)』の中で、産業議会、審査院、執行院という三つの議院からなる政治組織を提示した。第一議院は科学者、芸術家、技術者からなっており、彼らは種々の公共の計画を

立案する。第二議院は科学者からなっており、彼らは計画を監督し教育を統制する。そして第三議院は産業家たちからなっており、計画を施行し、予算を統御する。そしてサン＝シモンは経済に関しても科学者が立案、監督し、産業家がこれを実行するという計画経済体制を思い描いていた。¹¹²

「サン＝シモンはヘーゲルと同時代に、しかし彼に依存しないで、著しく類似の歴史発展の概念を前進させた。ヘーゲルは社会発展史を理性の一層の実現と見ていた。サン＝シモンはこの理性の役割のかわりに科学的知識をおきかえていた。二人の思想家は諸段階を前進する史的発展について考えていた。サン＝シモンにとってもヘーゲルにとっても、各々の段階はある程度の合理性を、そしてそれゆえ、ある程度の必然性を具体化していた。二人の思想家は発展と進歩とを対立する諸力の闘争であると見ていた」。¹¹³ゆえにサン＝シモンにとってフランス革命は歴史的発展の必然的結果であった。彼は述べる。「旧制度においては、社会は基本的に人間たちによって統御されていた。新制度においては、それは原理によって統御される」。新社会は科学によって管理され、いわゆる政治は存在しないと。現時点で、サン＝シモンを読めば、人々はその楽観的な社会的進歩・発展への確信を「空想的」と一笑に付すかもしれない。しかし平和で統一されたヨーロッパ共同体の可能性を説いたサン＝シモンの空想は、EUの成立という形で部分的に実現したといえないだろうか。

こうしてサン＝シモンによって預言された「産業社会の到来」は、その思想を受け継いだオーギュスト・コント(Auguste Comte 1798-1857)に継承され、市民社会の混乱を克服し再組織化するための学問としての任務を課された学問として体系化された。コントはその学問に「社会学」という名称を与えた。

注

- ⁷³ Rousseau,J.J., *Discours sur L'Orijin de L'Inegalite Parmi les Hommes*,1755,J.J. ルソー著, 本田喜代治・平岡昇『人間不平等起源論』岩波文庫,1972年改訳発行 ,Pp.37-38,69-71.
- ⁷⁴ J.J. ルソー ,1755年, 同上訳書 ,Pp.41-51.
- ⁷⁵ J.J. ルソー ,1755年, 同上訳書 ,Pp.68-9.
- ⁷⁶ J.J. ルソー ,1755年, 同上訳書 ,Pp.71-6. 人間の自然状態に関するルソーの結論は以下の通りである。「結論を述べよう——森の中をさまよひ、器用さもなく、言語もなく、住居もなく、戦争も同盟もなく、少しも同胞を必要としないばかりでなく彼らを害しようとは少しも望まず、おそらくは彼らのだれをも個人的に見覚えることさえけっしてなく、未開人はごくわずかな情念にしか支配されず、自分ひとりで用がたせたので、この状態に固有の感情と知識しかもっていないかった。彼は自分の真の欲望だけを感じ、見て利益があると思うものしか眺めなかった。そして彼の知性はその虚栄心と同じように進歩しなかった」(p.78頁)。
- ⁷⁷ J.J. ルソー ,1755, 同上訳書 ,Pp.86-8.
- ⁷⁸ J.J. ルソー ,1755, 同上訳書 ,Pp.90-4.
- ⁷⁹ J.J. ルソー ,1755, 同上訳書 ,Pp.94-5. 人間たちは「彼らがただひとりでできる仕事や、数人の手の協力を必要としないだけに専心していたかぎり、彼らはその本性によって可能だった程度には、自由に、健康に、善良に、幸福に生き、そしてたがいに、独立の状態での交流のたのしさを享受しつづけたのであった」(J.J. ルソー ,1755年, 同上訳書, p.96)。
- ⁸⁰ J.J. ルソー ,1755, 同上訳書 ,p.96.
- ⁸¹ J.J. ルソー ,1755, 同上訳書 ,Pp.102-3.
- ⁸² J.J. ルソー ,1755, 同上訳書 ,Pp.104-6.
- ⁸³ Rousseau,J.J., *Du Contract Social, The Political Writings oh Jean-Jacques Rousseau*, with Introduction and Notes, by C.E.Vaughan Cambridge,1915, 2vols. J.J. ルソー著, 桑原武夫・前川貞次郎訳『社会契約論』岩波文庫, 1954,Pp.28-9.
- ⁸⁴ J.J. ルソー ,1762, 同上訳書 ,p.30.
- ⁸⁵ J.J. ルソー ,1762, 同上訳書 ,p.31. ここで「市民」という用語が明確な定義のもとに使用されていることに留意しよう。またルソーはここで「主権者」という言葉を用いているが、その実質は君主ではなく団体を構成している個人として注意が必要である。(J.J. ルソー ,1762年, 同上訳書 ,p.34,42.) 田村浩は、この分類および定義づけを重視し、これによって人民自身が主権者であることが明確にされたと述べている(田村浩, 前掲論文, p.55.)
- ⁸⁶ J.J. ルソー ,1762, 同上訳書 ,p.35,42. ルソーは特殊意志と一般意志の他に「全体意志」という用語を持ち出し、一般意志と全体意志を混同しないよう注意を促している。彼によれば全体意志とは特殊意志の総和に過ぎない (J.J. ルソー ,1762, 同上訳書 ,p.47)。「一般意志は、それが本当に一般的であるためには、その本質においてと同様、またその対象においても一般的でなければならぬ」(J.J. ルソー ,1762年, 同上訳書 p.50.)。「社会契約は、市民のあいだに平等を確立し、そこで、市民はすべて同じ条件で約束しあい、またすべて同じ権利を楽しむことになる。だから、契約の性質上、主権のすべての行為、すなわちすべて一般意志の正当な行為は、すべての市民を平等に義務づけ、あるいは恩恵を与える。したがって、主権者は、国家体のみを認めこれを構成する個人に差別をつけない」(J.J. ルソー ,1762, 同上訳書 ,p.52.)
- ⁸⁷ J.J. ルソー ,1762, 同上訳書 ,p.36.
- ⁸⁸ J.J. ルソー ,1762, 同上訳書 ,p.62,57. 啓蒙思想における無神論に対し、ルソーはあらゆる正義の源を神に求める。ここに彼が「反啓蒙主義者」というラベルを貼られる理由がある。
- ⁸⁹ J.J. ルソー ,1762, 同上訳書 ,p.59,83.

- ⁹⁰ J.J. ルソー ,1762, 同上訳書 ,p.84.
- ⁹¹ J.J. ルソー ,1762, 同上訳書 ,pp.96-8.
- ⁹² J.J. ルソー ,1762, 同上訳書 ,p.98.
- ⁹³ J.J. ルソー ,1762, 同上訳書 ,p.140.
- ⁹⁴ J.J. ルソー ,1762, 同上訳書 ,p.142.
- ⁹⁵ デイドロ, ダランベール編 ,1971, 前掲訳書 ,p.406.
- ⁹⁶ 高木八尺・末延三次・宮沢俊義編『人権宣言集』岩波文庫 ,1957,pp.108-112.
- ⁹⁷ 高木八尺・末延三次・宮沢俊義編『人権宣言集』岩波文庫 ,1957,p.128.
- ⁹⁸ 高木八尺・末延三次・宮沢俊義編『人権宣言集』岩波文庫 ,1957,p.128. Jellinek G.,*Die Erlarung der Menschen und Burgerrechte, Ein Beitrq zur modernen Verfassungs geschite*,4,Auflage,indritter Auflage bearbeitet von Walter Jellinek, Verlag von Duncker & Humbolot /MunchenLeipzig,1927. 初宿正典編訳『イエリネック対プトミー人権宣言論争』みすず書房 ,1995年 , Pp.41-8. 同時に本書の中でイエリネックはフランスの人権宣言がルソーの『社会契約論』に淵源するものでないこと (G. イェリネック , 同訳書 ,Pp.36-8.)、さらにフランスの人権宣言に決定的影響を与えたとされるヴァージニアの権利章典やアメリカ諸州の権利宣言は、アメリカ革命中に作り出されたものであると説明している (G. イェリネック , 同訳書 ,Pp.115-23.)
- ⁹⁹ G. イェリネック , 同上訳書 ,p.31.
- ¹⁰⁰ Fristby,D. and Sayer,D., *SOCIETY*, Ellis Horwood, 1986. デビット・フリスビー デリク・セイヤー著,大鐘武訳,1993,『社会とは何か』恒星社厚生閣 ,p.24.
- ¹⁰¹ 友枝敏雄『モダンの終焉と秩序形成』有斐閣,1998年 ,p.72.. 成瀬治『近代市民社会の成立』東京大学出版会 ,1984,p.2
- ¹⁰² デビット・フリスビー&デリク・セイヤー著 ,1993, 前掲訳書 ,Pp.18-9.
- ¹⁰³ 田中浩, 前掲論文 ,Pp.57-8.
- ¹⁰⁴ デビット・フリスビー&デリク・セイヤー著 ,1993, 前掲訳書 ,Pp.18-9.
- ¹⁰⁵ 田中浩, 前掲論文 ,p.59.
- ¹⁰⁶ 「サン＝シモンの哲学は、事実上コントの全観念がそこで発生し、コントがそれをたいそう下品にも剽窃した」(Zeitlin,I.M., *Ideology and The Development of Sociological Theory*, 1968,Published by Prentice-Hall, Inc., Englewood Cliffs, New Jersey, U.S.A. I.M. ツアイトリン著 山田隆夫訳『社会学思想史 (上)』風媒社 ,1976年 , Pp.94-5.)。「学者たちが今日定説にしているのであるが、サン＝シモンは一八一四年以前に彼の主要な諸観念を発展させたのであって、ティリエとコントはそれらをあとになって自分たちの独創だと言ったのである」(ツアイトリン、同訳書、p.96)。「一般に『社会学』の創始者はコントとみなされているのであるが、コントの神学的、形而上学的、実証的という三状態についての法則とか、諸科学の位階主義的分類とかの根本的な諸概念は、萌芽的な形で既にサン＝シモンの諸著作に見られる。なるほど、サン＝シモンはコントのように社会学なる用語は使用しなかった。けれどもその代わりに、『人間の科学』、『社会の科学』、『生理学』、『社会的生理学』、『政治の科学』などの諸用語を使用したのである」(山本誠作『西洋社会思想史』松籟社 ,1983,p.161.)
- ¹⁰⁷ 山本誠作 ,1983, 同上書 ,p.161.
- ¹⁰⁸ I.M.ツアイトリン ,1968, 同上訳書 ,p.96.
- ¹⁰⁹ 坂本慶一訳 ,1975,「産業者の教理問答」『世界の名著 8 オウエン サン＝シモン フーリエ』中央公論社 ,Pp.47-62.
- ¹¹⁰ I.M.ツアイトリン ,1968, 同上訳書 ,Pp.96-8. 秋元律朗によれば、コントの「三段階の法則」はサン＝シモンから借用したものを展開したにすぎないが、サン＝シモンのそれも、実はコンドルセ (Marie Jean Antoine Nicolas de Caritat.Marquis de Condorcet, 1743-94) から借用したものであった (秋元律朗 ,1997,『市民社会と社会学的思考の系譜』お茶の水書房 ,p.23.)

- ¹¹¹ Durkheim,E., *La Socilisme: sa definition, ses debuts, la doctrine saint-simonienne*, 1928, edite par M.Nauss, Paris. デュルケーム,E. 森博訳,1977,『社会主義およびサン＝シモン』恒星社厚生閣 ,p.128.
- ¹¹² I.M. ツアイトリン ,1968, 同上訳書 ,Pp.103-5.
- ¹¹³ I.M. ツアイトリン ,1968, 同上訳書 ,Pp.109. サン＝シモンの言う産業者とは「社会のさまざまな成員たちの物質的欲求や嗜好を満たさせる一つないしいくつかの物的手段を生産したり、それらを彼らの手に入れさせるために働いている人たちである・・・これらの産業者は農業者、製造業者、商人と呼ばれる三大部類をなしている」。「産業者階級は最高の地位を占めるべきである。なぜなら、産業者階級はあらゆる階級のうちで最も重要な階級であり、産業階級者はほかのすべての階級がなくてもすませるが、ほかの階級はいずれもみな産業階級者なしではやっていけないからである」。しかし「産業者は、現在の社会組織によって、すべての階級のうちで最下位におかれている」。(Saint-Simon,*CATECHISME DES INDUSTRIELS*,1823-1824. サン＝シモン著 森博訳『産業者の教理問答』岩波文庫 ,2001年 ,Pp.10-11.)